

日置市女性センター銀天街 だより 第52号

日置市女性センター銀天街 (南日本銀行銀天街出張所) TEL/FAX 099-295-3411
 Mail joseiginten@po5.synapse.ne.jp H.P http://joseiginten.jimdo.com
 開館日時 日、水、金 (祝日を除く) 10:00~16:00 (相談受付含む) 保育士在館
 所管 日置市企画課

《1階》

- ★情報コーナー★
(地域・生活・仕事・
子育て・社会)
- ★図書コーナー★
- ★プレイゾーン★



《2階》

- ★語り合いの場★
- ★学び合いの場★
- ★いきぬきの場★
- ★リラックスの場★

7月カレンダー (水・金・日開館)

回覧

			1	2	3 ①コミュニケーションカラー	4
5	6	7	8 おはなし会	9	10	11
12	13	14	15 ②こどもの発達を知ろう	16	17 つくってあそぼう	18
19	20	21	22	23	24 休館	25
26	27	28	29	30	31	

新型コロナウイルス感染症予防のため、変更する場合があります。
 ご利用の際は、マスク着用をお願いします。

★要予約 ★託児あり ★参加無料 (①は材料費必要)

① 笑顔を引き出すコミュニケーションカラー講座

7/3 (金) 10:10~11:40 材料費100円
 『雑誌の切り抜き』の色彩を使って、あなただけの作品を作りあげます。



② こどもの発達を知ろう (0~2歳)

7/15 (水) 14:00~15:30
 子どもの発達に合わせた遊び方を学んでみませんか?
 申込みの際、日頃気になることなどお聞かせください。



- ◆予約は、開催日の10日前までに電話かメールで受け付けます。
- ◆申込者多数の場合は抽選を行い、外れた方のみ1週間前までに連絡します。
- ◆託児を利用される方は、お子様の体調など教えていただくために、講座開始の10分前までに受付を終えてください。



申し込み不要です。赤ちゃんから大人まで一緒に参加できます。
 ☆おはなし会 7/8 (水) 10:30~11:30
 ☆つくってあそぼう 7/17 (金) 10:30~11:30



〇〇どなたでも気軽に話せます〇〇

- ☆男女共同参画専門員在館日 7/1 (水) 7/19 (日)
- ☆健康相談 (午前) ◎助産師 7/3 (金) ◎保健師 7/10 (金)
- ☆子育てなんでも相談 (チャイまる) (午前) 7/8 (水)

日置市健康保険課から、
 ひおきベビカムサポート事業を紹介します!

「赤ちゃんはいつ生むの?」「こどもは〇人いたほうがいい」そんな言葉で傷つくことがあります。約10組に1組の割合で不妊症のカップルといわれ、不妊治療に取り組むことは決して特別なことではありません。一人ひとり違ってあたりまえ、家族の形も色々な形があってあたりまえ。自分の価値観を押し付けることなく、一人ひとりが自然体でお互いを思いやり、声掛けできるような社会にしていきたいものですね。

【注意!】
 治療終了後
 1年以内に
 申請必要 (前期・後期それぞれ)

日置市では、不妊治療に取り組むご夫婦を支援しています。
 ○一般不妊治療 排卵誘発、タイミング療法、人工授精
 ○特定不妊治療 体外受精、顕微授精
 ※助成金額、申請方法等については、下記連絡先までお問合せください。

日置市役所健康保険課健やか母子係 Tel.099-248-9421



○令和2年度 指定避難所の追加等について

日置市では、今年度新たに指定避難所を下記のとおり、4箇所追加しました。

災害時に備えて、避難所の場所を予め御確認ください。

また、避難所の名称についても4箇所変更となりますので御確認ください。

1 指定避難所・指定避難場所の指定について（追加）

	施設名称	所在地
1	湯田地区公民館	東市来町湯田3299-1
2	吹上中学校 体育館	吹上町中原 1691 番地
3	吹上高等学校 体育館	吹上町今田 1003 番地
4	永吉小学校 体育館	吹上町永吉14126

2 指定避難所・指定避難場所の名称変更について

地域	変更後名称	変更前名称
伊集院	飯牟礼地区公民館	飯牟礼地区公民館・児童館
伊集院	伊集院北地区公民館	伊集院北地区公民館・児童館
伊集院	妙円寺地区公民館	妙円寺地区公民館・児童館
吹上	坊野防災備蓄倉庫	坊野部消防詰所

【お問合せ先】

総務企画部 総務課 防災係

TEL 099-248-9401（直通）

東市来支所 自治振興係

TEL 099-274-2112（直通）

日吉支所 自治振興係

TEL 099-292-2112（直通）

吹上支所 自治振興係

TEL 099-296-2112（直通）

避難所における新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします。

市では今後発生が予想される台風等における避難所内で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、十分な換気やスペースの確保など、可能な限り避難所の衛生環境の確保に努めてまいります。市民の皆さんも避難所への避難が必要かどうか、以下の内容を検討いただいた上で、判断いただきますようお願いいたします。

1 自分の住んでいる場所が危険かどうかの確認

適切な避難行動、タイミングは、各居住地で異なります。ハザードマップ等を利用して土砂災害警戒区域や浸水想定区域、浸水深など確認し、自分の住んでいる場所はどのような災害に備えて避難が必要か事前に把握してください。

安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。避難が必要な場合は、近隣の安全な場所への避難（水平避難）のほか、状況によっては、自宅の2階への避難（垂直避難）することも有効となります。

2 親戚や友人の家等への避難の検討

避難先は、避難所だけではありません。避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は安全な親戚や友人の家等への避難を検討してください。

3 避難する前に健康状態の確認

避難所内の感染拡大を防止するため、以下の症状などがある方は避難所への避難を控え、伊集院保健所（帰国者・接触者相談センター）等に連絡し、担当者の指示を受けてください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ※ 高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤など用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

4 避難所へ避難する場合の注意点

- スリッパの持参、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- 避難所では頻繁に手洗いを行う。
- マスク、消毒液、体温計等は不足しておりますので、避難する場合は可能な限りご持参ください。
- 万が一、発熱や咳等の症状が出た場合は、速やかに施設管理者に申告し、指示を受けてください。

相談窓口：伊集院保健所（帰国者・接触者相談センター）平日 8時30分～17時15分
電話 099-273-2332 FAX099-272-5674

詳細については、鹿児島県ホームページをご確認ください。

10人槽以下の

(定期検査)

浄化槽の法定検査が変わります！

浄化槽法第11条に基づく定期検査を
令和2年4月1日から変更します。

変更の
ポイント

- ・検査の効率化
- ・手数料の引き下げ

鹿児島県からの重要なお知らせです



©鹿児島県ぐりぶー・さくら

10人槽以下の浄化槽について

- ・問題がない浄化槽は、現行のガイドライン検査を効率化し、**検査手数料を引き下げ**ます。
- ・更に効率化するため、**水質検査のみ**を行う「**採水員検査**」を**導入**します。
- ・検査の効率化により、合併処理浄化槽は九州で最も安価な検査手数料となります。
- ・問題がある浄化槽は、現行の検査を実施し、指定検査機関である（公財）鹿児島県環境保全協会と保守点検業者が一体となって、早期改善を図ります。

● 検査の効率化

基本検査、採水員検査及びガイドライン検査を組み合わせて実施

合併処理浄化槽：**基本検査 + 採水員検査**

※ 問題が認められた場合、ガイドライン検査で補完

単独処理浄化槽：**ガイドライン検査 + 採水員検査**

※ 11人槽以上の浄化槽は、これまでどおり毎年ガイドライン検査を行います。

※ 10人槽以下の浄化槽であっても、事前の書類確認（保守点検及び清掃の記録等）や前回の定期検査で問題が認められた浄化槽等は、改善されるまで毎年ガイドライン検査を行います。

● ガイドライン検査（現行検査）とは

国（環境省）が定めた検査方法で、書類検査（現場確認）・外観検査（75項目）・水質検査（5項目）を行います。

● 基本検査とは

県が定めた効率化した検査で、書類検査（事前確認）・外観検査（39項目）・水質検査（5項目）を行います。

● 採水員検査とは

県が定めた更に効率化した検査で、書類検査（事前確認）・水質検査（3項目）を行います。

適切に維持管理
されると負担が軽減
される仕組みです



● 手数料の引き下げ

【検査手数料の改定（定期検査）】

区分	改正前			改正後		
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	検査頻度	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	検査頻度
規模（人槽）	ガイドライン検査	ガイドライン検査	1年に1回	基本検査 (ガイドライン検査)	ガイドライン検査	4年に1回
	6,000円	4,000円	(現在：3年に1回)	5,000円	4,000円	
採水員検査	—	—	—	3,000円	3,000円	4年に3回 (当面：4年に1回)

浄化槽の法定検査は 使用されている方の義務です！

法定検査を必ず受検しましょう



浄化槽管理者（浄化槽使用者）の3つの義務



【外観検査】

法定検査

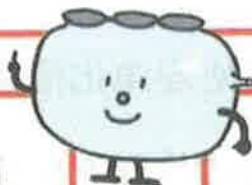
浄化槽の放流水質（BOD等）が法令に基づく水質基準を満たしているか、また、保守点検・清掃等の維持管理と浄化槽の使い方が適正であるかを判定します。



【BOD自動分析装置】

保守点検

浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、送風機の調整等を行います。



清掃

浄化槽内にたまった汚泥、異物等の引き出し及び機器類の洗浄、清掃を行う作業です。



法定検査はなぜ必要？

浄化槽が正常に機能しているか、**保守点検・清掃**が適正に実施されているかを、県の指定した検査機関が公正中立に行うもので、車でいう「車検」にあたります。法定検査は、保守点検とは目的・作業内容が異なるものであり、**浄化槽法により毎年1回の受検が義務づけられています。**

法定検査を行うのは？

鹿児島県が指定した（公財）鹿児島県環境保全協会の検査員が法定検査を行います。このうち、定期検査については、検査員が**4年に1回の基本検査と4年に3回（当面1回）の採水員検査**を行います。

法定検査を受けないと 罰則がある？

県や浄化槽事務の権限を有する市町村からの受検命令に従わない場合には、**30万円以下の過料（金銭罰）に処せられることがあります。**

単独処理浄化槽をご使用の皆様へ

単独処理浄化槽は、台所やお風呂等の生活雑排水が未処理のまま川などに排水され、環境への負荷が大きいため、**合併処理浄化槽への転換**をお願いします。
なお、平成13年以降、単独処理浄化槽の新たな設置は認められていません。

行政指導を強化します

保守点検・清掃を専門業者に委託していない場合（適正に自己管理されている場合を除く）や法定検査を受けないなど、特に問題がある浄化槽について、行政指導を強化します。

浄化槽に関するお問い合わせ先

快適な住空間と
清浄な水環境を未来へ



名 称	住 所	電話番号
鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-3685
公益財団法人 鹿児島県環境保全協会 [指定検査機関]	鹿児島市宇宿 2丁目 9-9	099-296-9000